

一般社団法人 日本木造住宅産業協会定款施行細則

第1章 総則

(名称の略称)

第1条 本協会は、定款第1条の規定に基づく名称「一般社団法人日本木造住宅産業協会」の略称を「木住協」と称する。

第2章 入会等の手続き

(入会)

第2条 定款第6条の規定に基づき、本協会の正会員又は賛助会員として、入会の申込みをしようとする者は、本部事務局あてに入会申込書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 本協会における正会員及び賛助会員の登録審査は、理事会の議決を経て、会長が別に定める「入会資格審査基準」によるものとする。
- 3 入会が承認された場合は、本部事務局は遅滞なく、支部要綱に基づき現に設置された支部のうち該当する支部にその旨を通知するものとする。
- 4 本協会の正会員及び賛助会員として、入会を承認された者の本社（本店）所在地が支部の管轄区域内にあるときは、原則として当該支部にも入会するものとする。
- 5 本協会の正会員及び賛助会員として、入会を承認された者の支店・営業所等が当該支部の管轄区域内にある場合は、各支部は、支部への入会を勧誘するものとする。

第3章 入会金及び会費等

(入会金の納入)

第3条 本協会の正会員として、入会の申込みをしようとする者は、総会の議決を経て、会長が別に定める「入会金及び会費規程」第1条の規程に基づき、正会員の種別に応ずる入会金をあらかじめ納入し、入会申込書に「振込金受取書」の（写）を貼付しておかなければならない。

(会費の納入)

第4条 本協会の正会員又は賛助会員は、総会の議決を経て、会長が別に定める「入会金及び会費規程」第1条の規定に基づき、会員の種別に応ずる会費を本協会の請求により30日以内に前納しなければならない。

(会員の種別等の変更)

- 第5条 本協会の正会員は、定款第5条の規定に基づく正会員の種別又は名称を変更しようとするときは、種別変更届（第2号様式）又は名称変更届（第3号様式）を本部事務局あてに提出するものとする。
- 2 前項の変更については、理事会の議決を経て、会長が承認するものとする。
 - 3 会員が種別変更した場合には、本部事務局は遅滞なく該当する支部にその旨を通知するものとする。

(退会手続)

第6条 定款第9条の規定に基づき、任意に退会しようとする者は、本部事務局あてに退会届（第4号様式）を提出するものとする。

- 2 会員が退会した場合には、本部事務局は、遅滞なく該当する支部にその旨を通知するものとする。

第4章 委員会の運営等

(委員会及び委員)

第7条 本協会は定款第40条に基づき、理事会の議決を経て、運営委員会及び事業委員会を設置する。

2 委員会の運営等については、理事会の議決を経て、会長が別に定める「運営委員会規程」又は「事業委員会運営規則」によるものとする。

(補 則)

第11条 この施行細則に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この施行細則は、昭和63年9月1日から施行する。
- 2 改正後の施行細則は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 改正後の施行細則は、平成17年11月1日から施行する。
- 4 改正後の施行細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 改正後の施行細則は、平成21年5月28日から施行する。
- 6 改正後の施行細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 改正後の施行細則は、平成29年4月28日から施行する。
- 8 改正後の施行細則は、平成30年5月25日から施行する。